

佐世保市中小企業販路開拓支援事業のご案内

新たな販路開拓（国内・海外）を行う
場合、必要経費の一部を補助します
【令和5年度 実施事業募集】

I 国内販路開拓事業

補助事業	次の①②③を組み合わせる実施する事業 ①展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業 ②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業 ③広告宣伝に関する事業
補助対象内容	新製品・技術（平成29年4月1日以降に開発したもの）
補助対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者等
申請受付期間	令和5年3月31日（金）～令和5年4月21日（金）
補助対象経費	①謝金（専門家招聘） ②旅費・宿泊費 ③アルバイト代 ④施設使用料 ⑤運搬費 ⑥委託経費（テストマーケティング等） ⑦広告宣伝費 ⑧工業所有権導入及び品質表示に関する経費 ⑨事務費
補助率等	補助対象経費の2分の1以内（年間補助限度額1,500千円）
補助対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月8日
要件等	(1) 製品・技術の改良は対象外とする。 (2) 既存の製品・技術等との差別化が明確であり競争力が高いものを対象とする。 (3) 中長期的な販売計画を明確にすること。 (4) 開催する展示会等は、申請者が企業間の商取引につなげることを目的に主催・共催するものをいう。ただし、佐世保市が費用負担を行う展示会等は除く。 (5) 出展する展示会等は、申請者が企業間の商取引につなげることを目的に出展するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、佐世保市が費用負担を行う展示会等は除く。 ① 国若しくは地方公共団体又は公的機関が主催、共催又は後援するもの ② 開催について広告やホームページ等で広く一般に周知され、かつ、出展予定企業数が100以上のもの

	<p>(6) 対象期間は、同一製品・技術に対し、通算して2か年度を限度とする。</p> <p>※①②③を組み合わせる事業は、市の審査会で事業内容のプレゼンテーションを行っていただき、審査結果を踏まえて交付決定を行います。</p> <p>※国県等の補助金など財政的支援との重複受給はできません。</p>
--	--

II 海外販路開拓事業

補助事業	<p>次の①②③を組み合わせる事業</p> <p>①ビジネスマッチング又は展示会等へ出展する事業</p> <p>②販路開拓に関する調査及び専門家から指導を受ける事業</p> <p>③広告宣伝に関する事業</p>
補助対象内容	海外での新たな販路開拓を目的としたもの。
補助対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者等
申請受付期間	令和5年3月31日（金）～令和5年4月21日（金）
補助対象経費	<p>①謝金（専門家招聘）</p> <p>②旅費・宿泊費</p> <p>③アルバイト代（通訳含む）</p> <p>④施設使用料</p> <p>⑤運搬費</p> <p>⑥委託経費（テストマーケティング等）</p> <p>⑦広告宣伝費</p> <p>⑧工業所有権導入及び品質表示に関する経費</p> <p>⑨事務費</p>
補助率等	補助対象経費の2分の1以内（年間補助限度額1,500千円）
補助対象期間	令和4年4月1日～令和6年3月8日
要件等	<p>(1) 製品・技術の改良は対象外とする。</p> <p>(2) 既存の製品・技術等との差別化が明確であり競争力が高いものを対象とする。</p> <p>(3) 中長期的な販売計画を明確にすること。</p> <p>(4) 展示会等は、申請者が企業間の商取引につなげることを目的に出展するものとする。</p> <p>(5) 対象期間は、同一製品・技術に対し、通算して2か年度を限度とする。</p> <p>※①②③を組み合わせる事業は、市の審査会で事業内容のプレゼンテーションを行っていただき、審査結果を踏まえて交付決定を行います。</p> <p>※国県等の補助金など財政的支援との重複受給はできません。</p>

※国内・海外の両方に申請する場合の年間補助限度額は2,000千円です。

<お問い合わせ先>

佐世保市観光商工部 商工労働課 担当：古川

Tel : (0956) 24-1111 (内線 3007) Mail : syouko@city.sasebo.lg.jp